

# 駒澤大学仏教学会会則

## 總則

第一条 本会は、駒澤大学仏教学会と称し、事務所を駒澤大学仏教学部研究室に置く。

## 目的及び事業

第二条 本会は、仏教の研究を通じて会員相互の親睦を図り、仏教学部の発展向上に寄与することを目的とする。

## 役員及び役員会

第五条 会費を三年度にわたり滞納したときは、会員の資格を失うものとする。

第八条 役員は、次の職務を遂行するものとする。  
2 会長は、本会の会務全般を統括し、本会を代表する。

2 会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代行する。  
3 副会長は、会長の補佐を務め、正会員のうちより会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

4 幹事は、本会の事業の企画運営及び会計に関する事務を行なう。  
5 監事は、会計の監査を行なう。

## 副会長

第九条 役員会は、会長が必要に応じこれを招集する。

## 幹事

第十条 総会は、定期総会、臨時総会とし、正会員をもつて構成する。

2 定例総会は、本会の最高決定機関とし、年一回年度始めに、会長がこれを招集し、次の事項を審議

## 総会

### (1) 研究会及び講演会

### (2) 会誌の発行及び会員等への配布

### (3) ゼミナール、その他必要な事業

### 4 監事は、総会で選出する。

第七条 会長、副会長の任期は、学部長、学科主任の在任期間とする。幹事、監事の任期は一ヶ年（四月一日よ

## 会員

第四条 本会の目的に賛同し会費を納入する者を会員とする。

第五条 本学仏教学部専任教員を正会員、大学院仏教学専攻生及び仏教学部生を准会員、その他の者を贊助会員とする。

り翌年三月三十一日）とする。但し再任は妨げない。

決定する。

(1)幹事の承認

(2)監事の選出

(3)事業計画の承認

(4)予算及び決算報告の承認

(5)当該年度会誌寄贈者の選定

(6)その他必要と認められる事項

3 臨時総会は、次のとき会長がこれ

を招集しなければならない。

(1)役員が必要と認めたとき

(2)正会員の三分の一以上の要請があつたとき

3 会計年度は、四月一日より翌年三月三十一日までとする。会費は、原則として、会計年度開始より五月末日までに納入しなければならない。

4 会計年度毎に監事の監査を受け、決算報告を行なう。

第十三条 会則の改廃は、総会において決定する。

#### 附 則

本会則は、昭和四十四年九月十二日より施行する。

#### 附 則

本会則は、昭和五十七年四月十九日より施行する。

#### 附 則

本会則は、昭和五十九年十一月十二日より施行する。

#### 附 則

本会則は、平成七年一月二十三日より施行する。

#### 会 計

第十二条 総会は、正会員の過半数の出席をもつて成立し、出席者の三分の二をもつて決議する。

その他のをもつてこれにある。

2 会費は、正会員は、年額三千円、準会員及び賛助会員は年額二千円とする。

本会則は、平成十六年四月一日より施行する。

附 則